

平成14年3月27日

東京三弁護士会法科大学院検討協議会
委員長 遠藤直哉 殿

第一東京弁護士会

平成13年度模擬授業報告書

当会は、三会協議会における分担に従い、山梨学院大学、独協大学、創価大学の3大学において模擬授業を実施しました。

その概要は以下の通りです。

1 山梨学院大学

日時	科目	講師	担当者	受講者
2001.12.12	民法	大橋正春	井上裕明	大学3、4年生 50名

対象者に事前に設例（地役権に関する事案で、判例のもととなった事実関係）について事実関係のレジュメと簡単な設問を配付し、レポートを提出してもらった（実際にはレポートを提出しつつ当日欠席した者、レポート未提出だが当日参加した者あり）。今回の授業は次の3つを目的とした。

- ① 法学未修者（厳密な意味では既に一部学んではいるが）を対象として授業を行うこと
- ② 基礎科目（民法）について行うこと
- ③ 双方向的授業を行うこと

授業自体については効果的であったと思われ、このような授業形式によって法的問題解決能力を養うことは可能と思われた。

2 独協大学

日時	科目	講師	担当者	受講者
2001.12.11	民法	櫻井義之	笠原慎一	大学3、4年生 30名

学生に事前に設例（金銭消費貸借契約及び実務的要素を含んだ問題）を配付し、検討してもらった上で双方向的授業を行った。今後は、教員と学生の双方向のみならず、設例の回答についての肯定・否定説同士の双方向的授業を試みる意義があると思われた。

3 創価大学

日時	科目	講師	担当者	受講者
2001.12.21	民法	児玉 讓	菅野正二郎	大学3、4年生 24名

他大学と同様、1週間前に設例（当事者3人の陳述書から事実分析・法的判断をしてもらう。売買、表見代理等がからむ問題）を受講生に与え、各自検討してもらった上双方向的授業を行った。学生にはかなり新鮮に映ったようだが、知識よりも事実分析に焦点を当てる質問にはとまどいの意見も聞かれた。

4 総括

実務家教員による授業について、当会では一貫した考え方（山梨学院大学参照）を、設例は変えつつ行うことにより、学生に知識のみならず事実分析力、問題解決能力をつけてもらうという方針で行われ、ある程度は達成されていると思われる。

問題は、このような試みをどれだけ会全体の蓄積とできるかであり、現在会内部でモデル的教材及び教育方法の研究を重ねているところである。

以上